多世代交流型複合施設整備事業者選定公募型プロポーザル　第2回質問回答書

No.	書類名	頁	記載箇所	内容	回答
1	要求水準書	10	（４）解体設計・工事監理業務、及び解体工事業務	②でプール解体後の跡地利用について駐車場整備とするとあるが、プール跡地はすべて駐車場として整備するという認識でよろしいでしょうか。	地番413-1のプール（大）については、解体後、施設駐車場として整備します。地番645-4、647-1のプール（中）（小）については、現時点では確定していませんが、将来的には従業者用駐車場としての活用を検討しているところです。なお、要求水準書にもあるとおり、解体方法や範囲は事業者提案となります。
2	要求水準書	16、23	図書サービス及び家具・書架	RFID、OPAC等は、本事業に含むという理解でよろしいでしょうか。その際、RFID、OPAC等の金額を積算するための標準的な仕様をお示しいただけますでしょうか。	お見込みのとおりです。 仕様については別紙参照してください。
3	VE・CD提案作成要領	2	（２）基本設計から変更された条件	管理運営事業者の管理スペースで「５名程度を収容する事務スペース」とあるが、基本設計図書では事務室の人員は３２名となっている。実際は何名程度の利用を想定しているのか。	事務室（１）で従事する人員は、行政職員２０～２５名程度、運営事業者５～７名程度を想定しています。行政職員用スペースと運営事業者用スペースの配置等についてはVE・CD提案となります。
4	VE・CD提案作成要領	2	（２）基本設計から変更された条件	プール跡地は解体後、本事業内で駐車場を整備し、その駐車場へのアクセスを確保するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	第1回質問回答		No.1	既存放課後児童クラブ室棟の解体は、令和９年10月１日から開始できるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	第1回質問回答		No.10	新施設の建設に伴い、隣棟間に延焼のおそれのある部分が生じ、ひだまりの建具を防火設備に変更する必要がある場合、当該改修工事は本業務の対象内となるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。